

6 社会資本整備の推進

(10) 水道施設の強靱化【創造的復興関係】

国への提案事項

水道施設の強靱化対策のための財政措置

1 水道事業及び水道用水供給事業

- 緊急対策を進める上で要件緩和がされ、対象施設が増える中、R3年度以降も引き続き強靱化対策事業を実施する必要があるため、財政措置を講じること。

2 工業用水道事業

- 緊急対策を進める上で要件緩和がされ、対象施設が増える中、R3年度以降も引き続き強靱化対策事業を実施する必要があるため、財政措置を講じること。
- 強靱化事業について、一般会計からの繰出基準の拡大及び地方交付税による財政措置を行うこと。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省，経済産業省】

課題

- 平成30年7月豪雨災害をはじめ、全国で記録的な豪雨災害が頻発しており、災害や事故等に強い水の安定供給体制を早急に構築する必要がある。
- 強靱化対策事業に係る費用は多大であり、投資の増大による経営への負担は、県民や企業への料金転嫁につながる。
- 国の防災・減災、国土強靱化のための集中的な対策期間(H30～R2年度の3年間)が、R2年度で終了するが、その期間終了後も引き続き、強靱化対策を実施する必要がある。

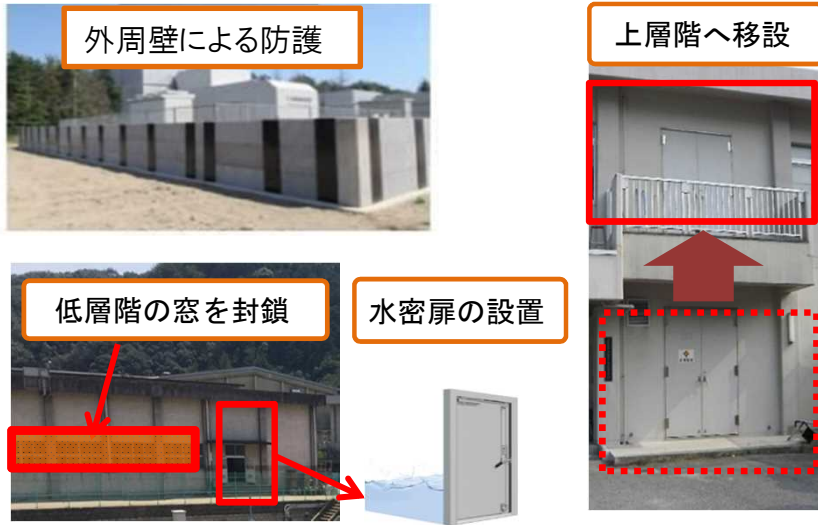
6 社会資本整備の推進 (10) 水道施設の強靱化

広島県の取組

【県営水道】

- 平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全ての水道施設の被災リスクを改めて洗い出し、必要な対策を実施することで、災害や事故等に強い水の安定供給体制を構築する「県営水道施設の強靱化対策事業」を実施している。
- 強靱化対策として、「浸水対策」、「水管橋対策」、「地震対策」等を実施しており、令和3年度以降も継続して対策をすることとしている。

〈浸水対策：外周壁や水密化等による防護〉



参考(国の予算及び国庫補助制度等)

区分		内容						
水道	予算	水道施設の緊急点検対策(全国枠) R元補正:214億円, R2当初:211億円						
	厚生労働省 国庫補助	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 ・要件緩和により、昨年度までの対象要件(1事業体1浄水場のみ)から、断水の影響が大きい取・浄水場や対策の計画のある取・浄水場の下流の配水池・ポンプ場に対象が拡大された。 〈強靱化対策が必要な箇所数(県営:R元〜)〉 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">取水場</td> <td style="text-align: center;">浄水場</td> <td style="text-align: center;">送配水施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> </table> <p>※ R2までの採択は1浄水場, 1取水場</p>	取水場	浄水場	送配水施設	3	5	17
取水場	浄水場	送配水施設						
3	5	17						
工業用水	予算	防災・減災, 国土強靱化対策(全国枠) R元補正:7億円, R2当初:10億円						
	経済産業省 国庫補助	工業用水道事業費補助金交付要綱 ・要件緩和により、昨年度までの対象要件(施設の更新・耐震対策)に浸水対策と土砂災害対策が追加された。 〈強靱化対策が必要な箇所数(県営:R元〜)〉 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">更新</td> <td style="text-align: center;">耐震</td> <td style="text-align: center;">新設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </table>	更新	耐震	新設	17	7	10
	更新	耐震	新設					
17	7	10						
繰出金 総務省	令和2年度の地方公営企業繰出金について(通知) ・上水道事業の緊急点検対策(国庫補助対象)は繰出対象であるが、工業用水道事業は対象外である。							